

第 4 期中長期目標と第 5 期中長期目標案の対照表（森林研究・整備機構）

第 4 期中長期目標	第 5 期中長期目標（案）
<p><b>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p> <p>1 我が国の森林及び林業施策の動向</p> <p>森林は、国土の保全、水源の涵(かん)養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安心して安全に暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしている。</p> <p>また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。</p> <p>我が国の林業は、人工林を中心として森林資源の充実が図られるとともに、総需要量に占める国産材利用量の割合が上昇傾向で推移するなど、一定の成果が得られたところであるが、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど依然厳しい状況にある。</p> <p>このため、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、平成 28 年 5 月に現行の森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。基本計画に基づき、農林水産省では森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材加工及び流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り</p>	<p><b>第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p> <p>1 我が国の森林及び林業施策の動向</p> <p>森林は、国土の保全、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に大きな役割を果たしている。</p> <p>また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。</p> <p>我が国の森林面積のうち 4 割を占める人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である 50 年生を超え、本格的な利用期を迎えており、木材の総需要量に占める国産材利用量の割合も上昇傾向で推移している。しかし、我が国の林業は、採算性の悪化、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れなど、依然として厳しい状況にある。</p> <p>このため、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、「森林・林業基本計画」（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）が策定された。当該計画に基づき、農林水産省は、森林の整備及び保全を図りつつ、効率的かつ安定的な林業経営の育成、木材加工</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>組んでいる。</p> <p>また、平成25年12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成28年11月改訂（農林水産業・地域の活力創造本部決定））が策定され、林業の成長産業化の実現に向け、新たな木材需要の創出、国産材の安定供給体制の構築、適切な森林整備等を通じた森林の多面的機能の維持及び向上に取り組むこととされている。</p> <p>さらに、平成27年6月には、「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月閣議決定）が策定され、国産材の普及拡大、木質バイオマスのエネルギー利用やマテリアル利用の推進及び低コストで効率的な木材の生産・供給システムを構築することとされている。</p>	<p>及び流通体制の整備、木材の利用拡大等に取り組んでいる。</p> <p>また、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）で示された国全体の科学技術の方針等を踏まえ、我が国の森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発の方針である「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（平成29年3月林野庁策定）が定められ、これに基づき森林・林業・木材産業分野の研究課題等の解決に取り組んでいる。</p> <p>さらに、「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減等を図るため、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、地域で生産される木材の積極的な利用等に取り組んでいる。</p>
<p>2 国立研究開発法人森林研究・整備機構の位置付け及び役割</p> <p>国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。また、平成20年4月から独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を経過措置</p>	<p>2 法人の沿革と使命</p> <p>国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。また、平成20年4月から独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等を経過措置</p>

第4期中長期目標

として承継し、平成27年4月からは森林保険業務が政府から移管された。

さらに、平成28年5月に成立した「森林法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第44号)により「国立研究開発法人森林総合研究所法」が改正され、その名称が「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」と改称されることとされた。

第5期中長期目標(案)

として承継し、平成27年4月からは森林保険業務が政府から移管され、平成29年4月からは、「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改称し、新たなスタートを切ることになった。

国は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成11年法律第198号)第3条において、森林研究・整備機構の目的を定めている。その中で森林研究・整備機構は、①森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること、②森林保険業務を効率的かつ効果的に行うことを目的とするとされている。

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、また、水源林造成業務及び森林保険業務を行う機関として、上述1の国の施策や社会的要請に対応し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と綿密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、政策課題の解決に積極的に貢献していくことを通じて、森林の保続培養と林業技術の向上、国産材利用の拡大に寄与し、林業の振興と森林の有する

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>研究開発業務については、森林・林業基本計画において、試験研究機関等との連携の強化を図り、森林・林業・木材産業が抱える諸課題の解決のための研究及び技術開発を効率的かつ効果的に実施することとされている。</p> <p>このため、森林研究・整備機構は、中長期的な視点に立ち、森林の多面的機能の持続的な発揮による循環型社会の形成、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築による林業の成長産業化、中山間地域での雇用創出及び東日本大震災の被災地の復興支援に貢献する研究開発の中核的な役割を担っている。また、林業の成長産業化や森林の多面的機能の持続的発揮のためには、これを担う森林・林業分野の人材の育成や知の基盤強化による科学技術イノベーションの創出が不可欠であり、これらに貢献する必要がある。さらに、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）及び「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）等にも的確に対応しつつ、独立行政法人改革の趣旨を踏まえ、国立研究開発法人として研究開発成果の最大化を目的とするとともに、研究成果の「橋渡し」機能の役割を担うことが求められている。</p>	<p>公益的機能の維持増進に資するという使命・役割を担っている。</p> <p>3 法人の現状と課題</p> <p>研究開発業務においては、多様な分野の専門家の協働による総合力と機動力、豊富な研究蓄積、支所・育種場等を地域拠点とする全国ネットワーク、国内外の様々な研究機関との連携協力の実績を強みとして、森林・林業・木材産業に関する国の施策や地域ニーズに応える研究開発及び林木育種を先導的に行っている。また、高い専門性を活かし、調査、分析、鑑定、講習、試験研究に必要な標本の生産等を行っているほか、台風被害、豪雨災害等の緊急調査及び東日本大震災の復興支援等についても引き続き取り組むことが求められている。</p> <p>特に林木育種分野では、ゲノム解析・編集技術などの育種技術の高度化及びその基盤となる林木遺伝資源の収集・保存・評価を行っている。また、林業の成長産業化に向けて、造林コストの低減に資する優良品種の開発と原種生産・配布、技術支援が必要な海外の林木育種に対する技術協力にも取り組んでいる。今後は、優良品種の早期普及に向けて、原種の配布等を一層推進することが求められている。</p> <p>第4期中長期目標期間では、研究開発成果を最大化するための「橋渡し」機能を強化し、造林の低コスト化技術の開発、高層木造建築の実現に必要な基準改正等への貢献、工業原料としての改質リグニンの開発等、産学官民の連携と研究成果の社会還元に向けた取組に注力した。第5期中長期目標期間において</p>

第4期中長期目標

第5期中長期目標（案）

水源林造成業務については、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、針広混交林等の森林造成を行い、間伐などの森林整備を適切に推進し、水源涵養機能等の公益的機能を高度に発揮させるとともに、「森林・林業基本計画」等に基づき、公的な関与による森林整備を促進するための施策として、研究開発業務との連携による相乗効果の一層の発揮を図りつつ、適切かつ着実に実施することが求められている。

森林保険業務については、「森林・林業基本計画」に基づいた災害による損失の合理的な補填等を行う施策として、火災、気象災及び噴火災による損害を補償する総合的な保険であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であるとともに、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠なものである。

森林保険については、行政改革・特別会計改革の一環として政府から独立行政法人森林総合研究所（現森林研究・整備機構）に移管されたことを契機に、今後とも着実に推進するとともに、これまで以上に効率的・効果的な業務運営を行い、成長産業化を目指す林業の経営安定等に一層貢献することが求められる。

以上の取組を一体で実施することにより、我が国の森林の多面的機能の高度発揮と林業の成長産業化を推進し、次世代に向

も、引き続きこれらの課題に取り組むとともに、社会実装を一層推進することが求められている。

水源林造成業務においては、整備局・水源林整備事務所を拠点として、全国の造林者（林業事業体）や地方公共団体（特に市町村）との緊密な連携・信頼関係の下、奥地水源地域であって所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、育成複層林や針広混交林等の森林造成や間伐などの森林整備を行い、水源涵（かん）養機能等の公益的機能を高度に発揮させるための施策を実施しており、引き続き推進することが求められている。

森林保険業務においては、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険として、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの役割を果たしており、引き続き林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な制度として運営することが求められている。

さらに、第4期中長期目標期間では、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携により、森林気象害リスクに

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>けた森林の保続培養に貢献する。</p>	<p>係る研究成果を水源林造成や森林保険に活用する等、各業務の連携が事業に効果を発揮したことから、第5期中長期目標期間において、各業務の連携を一層強化し、技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及などの相乗効果を拡大させることが重要となっている。</p> <p>加えて、スマート林業の推進等、林業・木材産業の新たなニーズに対応するため、異分野・異業種との連携を一層強化する必要があるが、研究成果の社会還元及びこれらを進めるための知的財産や情報セキュリティのマネジメント体制の整備が課題となっており、併せて人材の確保も必要となっている。また、水源林造成業務及び森林保険業務に関し高度な専門知識と管理能力を有する人材の確保・育成を図ることが課題となっており、これらの課題の解消に向けた取組も必要となっている。</p>
	<p>4 法人を取り巻く環境の変化</p> <p>我が国の人工林は、その半数以上が一般的な主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えており、国土の保全、水源の涵（かん）養等の森林の有する公益的機能を将来にわたって発揮させていくことと併せて、地域の再生のために、この人工林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用をすることが重要となっている。一方、林業・木材産業の重要な担い手の基盤である山村の多くは、人口減少や高齢化に加え、シカ等による森林被害の深刻化等を背景に、農林業の生産活動の低迷等に直面し、集落の消滅が増加するなど厳しい社会経済</p>

## 第4期中長期目標

## 第5期中長期目標（案）

状況に置かれている。このため、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮並びにこれらを通じた山村の活性化（地方創生）を目指し、産学官一体となった総合的な取組を行うことが急務となっている。また、今後、少子高齢化と人口減少により、新設木造住宅着工等の木材需要の単純な増加が見込まれることは困難な情勢であり、木材需要を喚起するためには、品質・性能、価格や量等の面において競争力のある木材製品の供給を強化するとともに、消費者等の多様なニーズ、エシカル消費等への動きを理解し、木材の特長を活かした価値・魅力のある商品、あるいは木材の合法性が確認されるなどSDGs（持続可能な開発目標）に配慮した商品を提供することが重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、テレワーク等の新しい生活様式の定着が見られており、分散型社会の可能性の拡大やデジタル技術によるイノベーションなどのポストコロナ時代の社会像において、森林・林業・木材産業も新たな役割を果たすことが求められている。

さらに、「統合イノベーション戦略2020」（令和2年7月17日閣議決定）では、総合知による真の“Society 5.0”実現のため「戦略的に進めていくべき主要分野」の一つに食料・農林水産業が挙げられており、林業の生産性・安全性・収益性の向上が求められている。

また、森林研究・整備機構には「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（令和元年12月林野庁策定）に基づき、経

## 第4期中長期目標

## 第5期中長期目標（案）

験則だけでなく ICT を活用した森林資源管理、資源・境界情報のデジタル化、造林作業や木材生産の現場の労働災害の減少や重労働などによるいわゆる 3K 林業からの脱却を目指す自動化機械の開発、早生樹等の利用拡大など、スマート林業への貢献に取り組むことのほか、木質系新素材を社会実装化し、プラスチック代替製品としての利用を進め、林業の枠を超える産業・価値を創出することも期待されている。

加えて、近年、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化し、森林・山村や下流域に甚大な被害が発生していることから、「国土強靱化基本計画」等を踏まえた治山事業や森林整備、森林における気象害等に対するセーフティネットとしての森林保険の更なる普及等に積極的に取り組んでいくことが必要となっている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書において、人為的な影響が現在の地球温暖化の支配的原因である可能性が極めて高いことが指摘され、また、平成28(2016)年11月には、国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）においてパリ協定が発効したところであり、森林に対しては、生物多様性がもたらす生態系サービスの持続的利用や気候変動及びその影響の軽減を始め、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されている。また、パリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃未満とし1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有され、平成30(2018)年に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間



## 第4期中長期目標

## 第5期中長期目標（案）

パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、令和32(2050)年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされた。我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しており、森林についても、森林整備や優良品種の早期普及等による二酸化炭素吸収量の拡大を図るとともに、木材・木質新素材については、木材・木質製品の利用や石油由来製品の代替材等による二酸化炭素蓄積効果を一層発揮させる取組が期待される。

国連は令和12(2030)年を年限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」を定めており、森林に対しては、様々な面で持続可能な社会の実現に重要な役割を果たすことが期待されているが、世界ではいまだに森林の減少や劣化が止まない状況が続いており、国際社会と連携した森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用などの取組が一層求められている。

また、第6期科学技術基本計画策定に向けた議論では、人文・社会科学との融合や産学官連携による分野、組織等を横断した多様な連携に取り組むべきとしている。このほか、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)が改正され、AIやIoTなど科学技術・イノベーションの急速な進展を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベ

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
	<p>ーション創出の振興を一体的に図ることとされている。</p> <p>こうした新たなニーズや社会情勢、技術変革に対応するため、森林研究・整備機構は、「「知」の集積と活用場」において平成28年度から設立してきたプラットフォームなども活用し、必要により異分野との連携を更に推進するなどの対策を講ずる必要がある。</p>
<p><b>第2 中長期目標の期間</b></p> <p>森林研究・整備機構の中長期目標の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。</p>	<p><b>第2 中長期目標の期間</b></p> <p>森林研究・整備機構の中長期目標の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。</p>
<p><b>3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>森林研究・整備機構が実施する研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務、特定中山間保全整備事業等ごとに目標を設定する。さらに、研究開発業務においては、4つの重点課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。</p>	<p><b>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>森林研究・整備機構は、第1の位置付け及び役割を果たすため、1 研究開発業務の各重点課題、2 水源林造成業務、3 森林保険業務、4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。</p>
<p>1 研究開発業務</p>	<p>1 研究開発業務</p>
<p>(1) 研究の重点課題</p> <p>森林研究・整備機構は、「森林・林業基本計画」に対応し、森林・林業分野が直面する課題に的確かつ効率的に対処するため、研究課題の重点化を図り、課題の解決に当たる。</p> <p>具体的には、以下に示すような重点研究課題としてまとめ、森林・林業を支える研究開発を推進する。</p>	<p>森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、森林環境問題の解決、山地災害防止機能等の森林の持つ多面的機能の高度発揮、林業及び木材産業の持続的発展等、国の施策や社会ニーズをより一層的確にとらえた研究開発を実施する。あわせて、公的研究機関としての研究基盤を活用し基礎的段階から実用化段階まで、研究成果の社会実装化に向けた取組を推進し、科学技術の発展に寄与する。</p>

第4期中長期目標

第5期中長期目標（案）

- ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発
- イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
- ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発
- エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

これらの研究開発等については、国の施策、地域の特性、林業関係者及び国民のニーズ等を踏まえ、基礎から応用、実証、普及までを一元的に研究開発を行う我が国唯一の総合的研究機関としてのリーダーシップを発揮しつつ、国や関係機関と連携を図り、研究開発成果の最大化に取り組むものとする。

その際、研究者の独創的な発想に基づく目的基礎研究については、国内外の最新の研究動向も踏まえ、問題の解決を見据えて戦略的に実施し、森林の利用と保全に資する革新的な技術シーズの創出を目指す。

重点課題アからエまでの方針は以下のとおりとする。

研究開発の推進に当たっては、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しを図られるよう、以下の取組を強化する。

（研究開発成果の最大化のための連携の推進）

イノベーションの創出に寄与するため、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動を活発化させ、産学官及び異分野との連携を推進する。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、地域のニーズや課題に対応するため、各地域の諸会議や森林研究・整備機構が有するネットワーク等を活用し、必要な研究・技術情報について、支所・育種場等を地域の拠点として連携を推進する。一方、国際的な課題の解決に向けては、地球規模の課題等の国際的な連携が必要な課題に対応し、我が国の国際貢献に寄与するため、海外の研究機関、国際機関等との連携を推進する。

（研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用）

研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広

第4期中長期目標

第5期中長期目標（案）

報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。

加えて、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。

（研究開発の重点課題）

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に9つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的な研究開発を推進する。

- （1）環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発
- （2）森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発
- （3）多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
	<p>変化等に応じて必要な見直しを行う。</p> <p>中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等基盤事業のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ適切な重点課題の下に位置付け、実施する。</p>
<p>ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発</p>	<p>(1) 環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発</p> <p>地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化に伴い、気候変動の影響の顕在化、気象災害の激甚化、生物多様性の劣化等、国内外の森林域で様々な問題が生じている。</p> <p>平成22年(2010)年の生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標では、生物多様性の保全と生態系サービスの恩恵を強化することが示されたが、令和2(2020)年に同条約補助機関会合で公表された地球規模生物多様性概況第5版によれば、愛知目標の達成状況は不十分であり、中長期的に生物多様性の損失を減らし、生態系サービスを持続可能な形で利用する方策が求められている。</p> <p>また、平成27(2015)年のCOP21で採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること及び1.5℃高い水準までのものに抑えるための努力を継続することや、森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動の実施等が定められた。</p> <p>一方、東日本大震災から9年が経過したものの、特に原子力災害の影響のモニタリングや、影響を受けた地域における森林・林業再生への取組が引き続き重要となっている。</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
	<p>このため、以下の3つの戦略課題を設定し、森林の持つ多面的機能を健全に発揮させることで、国内外の森林環境問題の解決や国土強靱化に資する研究開発を推進する。</p> <p>【重要度：高】【困難度：高】：下記ア、イ、ウ記載のとおり。</p>
<p>(イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発</p> <p>気候変動を緩和するために温室効果ガス排出量を削減する緩和策の実施、平成27年8月に策定された「農林水産省気候変動適応計画」における気候変動が将来の森林・林業分野に及ぼす影響のより確度の高い予測と評価に基づく森林の持続可能な管理経営のための適応策が求められている。</p> <p>このため、森林の動態やCO<sub>2</sub>フラックス（二酸化炭素交換量）等の長期観測データを活用し、気候変動がもたらす樹木や森林への影響を解明して予測する【優先度：高】。また、科学的知見に基づいた適応・緩和策及びREDDプラス（途上国における森林減少と森林劣化に由来する排出の削減、森林保全、持続可能な森林管理及び森林炭素蓄積の増強）の実施に向けた技術の開発を行う。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。</p>	<p>ア 気候変動影響の緩和及び適応に向けた研究開発</p> <p>森林における温室効果ガスのモニタリングや吸収・排出量算定の改善に資する技術を開発する。また、森林生態系のモニタリングと科学的知見に基づき、森林・林業分野への気候変動の影響をより詳細に評価、予測する手法を開発する。さらに、国内外において、森林の有する多面的機能を活用した気候変動影響の緩和及び影響への適応のための研究開発を推進する【重要度：高】。</p> <p>【重要度：高】：「農林水産省気候変動適応計画」（平成30年11月改定）では、我が国の気候変動への適応に関する技術や経験を活用して開発途上国の適応の取組を支援することが必要とされ、重要度が高い。</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>なお、これらの成果に基づき将来提示することとなる適応・緩和策により、「農林水産省気候変動適応計画」の推進と森林の持続可能な管理経営の実現に貢献するとともに、国際的な協調の下で研究を推進し、国際的にも貢献する。</p> <p>【優先度：高】：環境省中央環境審議会が平成27年3月に出した報告書「日本における気候変動による影響に関する報告書」によると、気候変動による森林生態系への影響は、重大かつ緊急性が高いと評価されているため。</p>	
<p>(ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発</p> <p>森林生態系は野生生物や遺伝子の多様性の保全を始め様々な機能を有している。その機能を最大限に発揮させるため、社会的ニーズや立地条件等に応じて、林分を適切に配置していく必要がある。</p> <p>このため、生物多様性の保全等森林の多面的機能を定量的に評価し、生物多様性の保全等の機能が高い森林へ誘導するための森林管理技術の開発を行う。</p> <p>さらに、生態学的情報を活用した環境低負荷型の総合防除技術を高度化する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。</p> <p>なお、これらの成果を森林所有者等に普及する体制を整備し、生物多様性の保全等に配慮した施業指針を提供</p>	<p>イ 森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発</p> <p>森林施業等の人為や環境変動が生物多様性に及ぼす影響を解明し、その変化を予測する。また、里山等における生物多様性がもたらす生態系サービスが、持続可能な形で利活用されるための社会的要因を解明する。さらに、森林生物が関係する人獣共通感染症や侵略的外来種等が地域の生物多様性や国民に及ぼす新たなリスクを解明し、リスクを低減させる技術を開発する</p> <p>【困難度：高】。</p> <p>【困難度：高】：人獣共通感染症や侵略的外来種の制御には、生物学的な基礎研究から社会的要因への対策まで多角的な研究が必要であり、困難度が高い。</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
するとともに、生物害防除技術の普及を図る。	
<p>(ア) 森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発</p> <p>極端気象に伴う山地災害、森林気象の激甚化に対し、事前防災対策としての山地災害対策の強化と、適切な森林整備を通じた森林の国土保全機能や水源涵(かん)養機能の高度発揮が必要とされている。また、東日本大震災の被災地での林業・木材産業の復興、海岸防災林の着実な復旧・再生の推進が求められている。</p> <p>このため、山地災害の発生リスク予測手法を高度化するとともに、森林の山地災害防止機能と水源涵(かん)養機能、海岸林の防災機能の変動評価、森林の気象害リスクの評価手法等を開発する。更に、森林における放射性セシウムの分布と動態の長期的モニタリングによる予測モデルを開発する【優先度：高】。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。</p> <p>なお、これらの成果を速やかに災害及び被害対策の現場に活用する体制を整備し、行政機関、大学、研究機関、関係団体及び民間企業等と連携しつつ、研究開発成果を活用した指針等の作成等を通じて森林生態系の機能を活用した緑の国土強靱化、被災地の復興への支援を図る。</p>	<p>ウ 森林保全と防災・減災に向けた研究開発</p> <p>極端な気象現象が森林域の災害拡大に及ぼすメカニズムを解明し、山地災害や森林気象害の予測、防止及び被害軽減のための技術を高度化する。また、長期観測データベースの整備を進めつつ、森林域における水循環及び物質循環メカニズムを解明し、森林環境の変動や気候変動が水循環や物質循環に与える影響を評価する。さらに、原子力災害で被災した地域の森林・林業の再生を支援するため、森林内の放射性物質に関する調査・研究、森林の利用再開に向けた技術開発等を推進する【重要度：高】。</p> <p>【重要度：高】：「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定）では、森林・林業の再生に向けて、放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集等を引き続き行うこととされており、重要度が高い。</p>



第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>【優先度：高】：東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受けた地域の森林・林業の復興に向けて、森林の放射能汚染の状況と将来予測を示す必要があるため。</p>	
<p>イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発</p>	<p>(2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発</p> <p>我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用を進めるための低コスト造林技術の開発や新たな木材需要の創出、風水害に強い森林整備などを進める必要がある。また、クリーンウッド法の施行に伴い、合法性が確認された木材の利用促進が求められている。</p> <p>一方、山村地域では、若年層を中心に人口の流出が著しく、過疎化や高齢化が更に進み、所有者が不明な森林の増加や林業労働力の減少のほか、地域経済の低迷といった問題が顕在化している。厳しい地形条件などに起因する労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題を克服し、林業・木材産業の成長産業化や、木質系新素材等従来の林業の枠を越えた新たな価値の創出を図るため、林野庁においては、令和元(2019)年12月に林業イノベーション現場実装推進プログラムが策定され、近未来の林業のあるべき姿が提示されている。また、山村地域の新たな雇用や収入機会を確保するため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）では、「森林サービス産業」の創出・推進等が位置づけられている。</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
	<p>以上を踏まえ、再生可能な資源である木質資源と森林空間を持続的に利用しながら、安全・安心で豊かな循環型社会を実現するため、また、森林資源の循環利用を通じ、我が国の人工林の若返りを図り、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、以下の4つの戦略課題を設定し、川上から川下までの森林に関わる産業の一体的発展と山村振興に資する研究開発を推進する。</p> <p>【重要度：高】【困難度：高】：下記ア、イ、ウ、エ記載のとおり。</p>
<p>(ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発</p> <p>利用期を迎えた人工林などの森林資源の保続性を確保しつつ、国産材の供給力を高めるため、ニーズに応じた木材を供給できる多様な森林の施業技術や木材生産技術の確立が求められている。</p> <p>このため、造林コスト縮減等による低コスト林業の実現に向け、地域特性及び多様な生産目標に対応した森林施業技術及び木材生産技術を開発する。また、そのために必要な森林情報の計測評価技術、先端的な計測技術や情報処理技術を導入した先導的な林業生産システムを開発する【重要度：高】。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで</p>	<p>ア 林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発</p> <p>新たな計測技術や情報技術を用いた森林資源の評価及び計画技術を開発する。高度なセンシング技術等の応用により、造林・育林作業の低コスト化・省力化に資する新技術の開発を行う【重要度：高】。また、林業における労働安全性と生産性の向上、流通の効率化のために、AI（人工知能）を応用した省力化・自動化に向けた研究開発を行う【困難度：高】。さらに、健康、観光、教育等の分野での多様な森林空間利用の研究を推進する。持続可能な木材利用と林業経営の確立、山村振興、新たな木材需要の創出等に資する社会科学研究を強化する。</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>成する。</p> <p>なお、森林所有者等が適切な技術や手法を選択するための情報やツールが簡易に入手できるよう提供方法を工夫するなど研究開発成果が速やかに林業の現場に活用されるよう、成果の普及に努める。</p> <p>【重要度：高】：林業の成長産業化を実現するためには、これまでの技術や作業工程を見直し、効率的な林業システムを開発することが重要であるため。</p>	<p>【重要度：高】：人工林の本格的な利用期を迎え、主伐後の再造林を確実にするため、再造林技術の低コスト化は極めて重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】：労働安全性の向上には、機械開発とともに、作業システムの見直し、労働条件やインフラの整備等多角的な研究が必要であり、困難度が高い。</p>
<p>エ（ア）生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化</p> <p>地球規模の気候変動や土壌荒廃等の環境問題が森林生態系に影響を及ぼし、森林資源の持続的利用が危惧される中、樹木、きのこ及び微生物が有する生物機能を解明し新たに有効活用する技術の高度化が求められている。</p> <p>このため、分子生物学を始めとする先端技術を活用し、樹木等のストレス耐性や代謝産物に関する分子基盤を解明するとともに、その機能性を利用した環境保全技術、花粉発生源対策に資する不稔性遺伝子等の遺伝子利用技術、高機能かつ安全なきのこ生産技術【難易度：高】等を開発する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。</p> <p>なお、遺伝子ゲノム情報のデータベースを公開し広く情報発信するとともに、行政機関、大学、研究機関、関係団体</p>	<p>イ 生物特性を活用した防除技術ときのこ等微生物利用技術の開発</p> <p>森林に生息する様々な生物の環境に対する反応や相互関係の解明を進め、これらの知見をもとにニホンジカやカシノナガクイムシ等病虫獣による森林・林業被害を効果的に軽減する技術を開発する【困難度：高】。また、きのこ等の病害虫を防除する技術を高度化する。さらに、菌根性食用きのこなどの安全な特用林産物の生産等の技術開発を行う。</p> <p>【困難度：高】：ニホンジカの生息域や樹木害虫による被害地域が拡大する中で、人口減少等を考慮した効率の高い対策技術の開発は困難度が高い。</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>及び民間企業等と連携しながら、国内外において生物機能の有効活用による森林資源の保全及び林産物の生産性の向上へ貢献する。</p> <p>【難易度：高】：高級菌根性きのこの栽培は、これまで確実に栽培に成功した事例がないため。</p>	
<p>(イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発</p> <p>木材のマテリアル利用及び木質バイオマスのエネルギー利用における新たな需要創出によって期待される国産材の利用拡大と広域化等に対応して、地域における多様な森林資源の有効活用及び木材・木質原料の安定供給が求められている。</p> <p>このため、木材の需要動向等を踏まえ、地域特性と用途に応じた木材・木質原料の安定供給及び持続的な林業経営を見据えた対策を提示する。また、木質バイオマスを用いた地域におけるエネルギー変換利用システムを開発する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。</p> <p>なお、上記システムの実用化や社会実装に向け、行政機関、大学、研究機関、関係団体、民間企業等と連携して実証を行い、地域の産業と雇用創出に貢献する。</p>	<p>→第3の1(2)エへ</p>

第4期中長期目標

第5期中長期目標（案）

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

(ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化

森林資源の循環利用による低炭素社会の実現や林業の成長産業化に向けて、一般消費者のニーズに対応した国産材の需要拡大、大径材及び早生樹を始めとする国産広葉樹等の利用拡大が求められている。

このため、大径材や早生樹等の品質及び特性評価技術並びに効率的な製材技術を開発し、人工乾燥技術の高度化を進める。また、CLT（直交集成板）等木質材料の効率的な製造技術及び強度性能評価手法、建築・土木分野における構造体への木質材料利用技術、防耐火等の信頼性向上技術及びその性能評価手法を開発する【重要度：高】。さらに、木質空間の快適性に関する評価手法を高度化する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、これらの課題について、行政機関、大学、研究機関、関係団体、民間企業等と連携して実証を行い速やかな実用化を図るとともに、得られた成果は規格・基準の作成等の行政施策へ反映する。

【重要度：高】：林業の成長産業化を実現するためには、建築・土木分野における構造体としての利用拡大や木材の信頼性を向上させることが極めて重要であるため。

ウ 木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発

大径材の加工・流通システムを開発するとともに、国産早生樹等の材質・加工特性を解明し利活用技術を開発する。また、非住宅・中高層建築物等への利用拡大に向けた、CLT（直交集成板）の利活用技術や超厚合板等の新たな木質材料を開発する【重要度：高】。さらに、木質材料や木質構造の耐久性、安全性、快適性、環境優位性等に関わる研究開発を推進する。

【重要度：高】：非住宅・中高層建築物等の新分野に向けた利活用技術と木質材料の開発は、木材需要の拡大にとって極めて重要性が高い。

第4期中長期目標

第5期中長期目標（案）

(イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発

間伐等由来の未利用木質資源を有効利用し、森林資源を持続的に活用して新たな需要創出につなげることが求められている。

このため、セルロースナノファイバー、機能性リグニン及び機能性抽出成分等の木材成分の特徴を活かした高機能・高付加価値材料の製造並びに利用技術を開発する【難易度：高】。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、本課題では、民間企業等を含む研究コンソーシアムを構築して研究を推進し、新素材の製造技術及び利用技術の実用化、社会での実用化の加速化を図る。

【難易度：高】：木質バイオマスから各有用成分を取り出し、各成分から高機能で高付加価値を有する材料を開発するためには、コスト面や技術面での多くの障害をクリアする必要があるため。

エ 木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発

木質資源を原料として、汎用性の高い新たな生分解性素材等を開発し、開発した新素材を低コストで安定的に製造するための技術を開発する【困難度：高】。また、木質資源を原料として食や健康に関わる機能性素材等を開発する。さらに、木質バイオマスエネルギーを活用するための小規模分散型システムの安定性、効率性及び経済性を高めるための技術開発を行う。

【困難度：高】：木質資源から必要とする成分を分離する際に、品質の安定性、高収率及び低コストを高いレベルで両立させる必要があるため、困難度が高い。

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化</p>	<p>(3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種</p> <p>森林資源の充実に伴い主伐が増加する中、森林の多面的機能の維持・増進を図りつつ、持続的な林業経営を確立するためには、優良な品種の開発及びその早期普及が必要となっている。</p> <p>特に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成20年法律第32号）に規定する特定母樹は、二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の観点からも大きく期待されている。</p> <p>また、品種の開発から原種苗木（種穂を採取するために必要な母樹となる苗木）の生産及び都道府県等への配布までに長期間を要している現状から、品種開発や原種苗木生産の高速化、効率化を図る必要がある。</p> <p>このため、以下の2つの戦略課題を設定し、優良品種の開発、育種基盤の充実、原種苗木の生産及び普及の加速化等を推進する。</p> <p>【重要度：高】：下記ア、イ記載のとおり。</p>
<p>(イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化</p> <p>地球温暖化防止、林業の成長産業化、花粉発生源対策等の重要施策の推進に貢献する優れた品種の開発とその早期普及が求められている。また、優良品種の早期開発に資する高速育種技術、林木遺伝資源の有効利用技術及びバイオテク</p>	<p>ア 林木育種基盤の充実による多様な優良品種の開発</p> <p>再造林の低コスト化、花粉発生源対策、気候変動適応等の社会的、経済的ニーズに対応した優良品種を開発する【重要度：高】。また、品種開発に必要な育種素材等の収集及び保存、ゲノム育種に必要な遺伝子情報の整備等による林木育種基盤</p>

第4期中長期目標

第5期中長期目標（案）

ノロジーの高度化等の技術開発が重要となっている。

このため、エリートツリー（第2世代以降の精英樹）や少花粉等の社会ニーズに対応した優良品種の開発及びゲノム情報を活用した高速育種等の育種技術を開発する【重要度：高】。また、トレーサビリティの確保等による優良品種等の適正かつ早期の普及技術、新たな需要が期待できる早生樹等の林木遺伝資源の収集、評価及び保存技術、遺伝子組換え等林木育種におけるバイオテクノロジー技術を開発する。さらに、国際的な技術協力や共同研究を通じた林木育種技術を開発する。これらの目標を本中長期目標期間終了時まで達成する。

なお、都道府県等に対し優良品種等の種苗の配布や採種園等の造成・改良に関する技術指導等を行うとともに、開発品種の特性に関する情報提供を行い、開発した優良品種等の早期普及を図る。

【重要度：高】：エリートツリーの開発及び少花粉スギ等の優良品種の開発は、森林吸収源対策、花粉発生源対策として国民経済的にも極めて重要であるため。

の充実を図る。

【重要度：高】：優良品種の開発は、主伐後の確実な再造林の実施、花粉発生源対策、森林吸収源対策等のために極めて重要であるため。

イ 林木育種技術の高度化・拡張と特定母樹等の普及強化

ゲノム編集による育種技術、効率的な形質評価技術、原種苗木の増産技術等を開発する。また、特定母樹を始めとする優良品種の原種苗木の生産体制を強化し、都道府県等に対して計画的に配布する【重要度：高】。さらに、優良品種の特性表の作成・公表、採種穂園の造成や林木育種等に関する技術指導及び海外の林木育種に対する技術協力を引き続き推進する。

【重要度：高】：優良品種の普及には、都道府県において当該品種の採種穂園を早期に造成する必要があるため、そのためには、採種穂園を構成する原種苗木を安定的に供給することが極めて重要であるため。



第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>(2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布</p> <p>国立研究開発法人として長期的な視点に基づき継続して実施する必要がある林木等遺伝資源の収集、保存、特性調査及び配布並びに種苗等の生産及び配布、森林の成長や水流出等の長期モニタリング等を実施する。</p>	<p>→第3の1前文へ</p>
<p>(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組</p> <p>ア 「橋渡し」機能の強化</p> <p>国内外における森林・林業・木材産業に対する社会ニーズ及び科学技術の動向を踏まえ、研究シーズの創出から事業ベースの実証研究に至るまで、ニーズに合致する最適な研究成果を森林・林業・木材産業の担い手や関連企業等において活用されるよう実施体制を整備しつつ、以下の取組により「橋渡し」機能を強化する。</p>	<p>→第3の1前文へ</p>
<p>(ア) 産学官連携、協力の強化</p> <p>研究開発成果の実用化に向けて、森林研究・整備機構が中核となり、民間企業や関係団体等との積極的な交流による的確なニーズの把握、大学や他の研究機関との連携・協力の強化により、研究開発成果の橋渡しを図る。</p> <p>また、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、必要に応じ、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用す</p>	<p>→第3の1前文へ</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
る。	
<p>(イ) 研究開発のハブ機能の強化</p> <p>地域のニーズや課題に対応するため、森林研究・整備機構は研究開発業務の一環として地方の関係機関とのハブとなり、研究推進の拠点としての研究体制の充実を図る。また、水源林造成業務による地域のネットワークも活用しつつ、地域との連携・協力の強化による研究開発成果の橋渡しを図る。</p> <p>その際、必要な研究情報や技術的ノウハウ等の相互共有や林木育種技術指導について、地方の行政機関、研究機関、大学、NPO、関係団体、民間企業等との連携強化を図る。</p>	→第3の1前文へ
<p>さらに、国際的な協調、連携の下で推進すべき研究課題については、海外の研究機関、国際機関等と連携し、地球規模の課題等に対する国際貢献等を図る。</p>	→第3の1前文へ

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>イ 研究開発成果等の社会還元</p> <p>講師の派遣、講習会の開催、指導・助言等を通じて問題解決に向けた研究開発成果等の発信に努めるとともに、木材等の鑑定や各種分析、調査依頼に応じ、森林研究・整備機構が有する高度な専門知識を社会に還元する。</p> <p>また、研究開発成果の公表については、国内外の学会発表や学術論文等により速やかな公表に努める。</p>	<p>→第3の1前文へ</p>
<p>ウ 研究課題の評価、資源配分及びPDCAサイクルの強化</p> <p>森林研究・整備機構は、研究開発における役割を遂行するに当たり、限られた予算、人員等を有効に活用し最大限の成果を得ることが重要である。</p> <p>このため、厳格な評価を行い、予算・人員等の資源を的確に配分するシステムを構築するなどPDCAサイクルを強化し運用する。</p> <p>なお、当該評価は、別途定める評価軸及び指標等に基づき行う。</p> <p>また、研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき外部有識者等の意見も踏まえ、自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行う。</p>	<p>→第3の1後段へ</p>
<p>2 水源林造成業務 水源林造成業務の推進</p>	<p>2 水源林造成業務</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>本業務は、水源林の造成により、水源涵(かん)養機能の強化はもとより、土砂流出・崩壊の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の持続的発揮に資するものであることから、以下の目標の達成に向け、確実な事業実施を図る。</p>	
<p>(1) 事業の重点化</p> <p>効果的な事業推進の観点から、事業の新規実施については、水源涵(かん)養機能の強化を図る重要性の高い流域内の箇所限定する。(重点化率100%、第3期中期目標期間実績:重点化率100%)</p>	<p>(1) 事業の重点化</p> <p>流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、水源涵(かん)養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行い、面的な整備にも取り組む。</p> <p>また、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定するとともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現にも貢献する。</p>
<p>(2) 事業の実施手法の高度化のための措置</p> <p>ア 新規の分収林契約については、水源涵(かん)養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト縮減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。</p> <p>また、既契約分については、長伐期施業や複層林施業に</p>	<p>(2) 事業の実施手法の高度化のための措置</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。</p> <p>イ 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的・効率的な実施に努める。</p> <p>ウ 地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。</p>	<p>地球温暖化防止や森林資源の循環利用、林業及び木材産業の成長産業化等に資するため、水源林造成業務の実施に当たっては、成長の早い苗木などの新しい技術の活用や低コスト化など森林整備技術の高度化に取り組むとともに、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえつつ、木材供給の推進に努める。</p>
	<p>(3) 地域との連携</p> <p>自然災害発生時における被災森林の迅速な復旧を図るとともに、林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。</p>
<p>3 森林保険業務</p> <p>(1) 被保険者へのサービスの向上</p> <p>森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、必要な人材の確保、各種手続の効率化、業務委託等の業務実施体制の強化や迅速な保険金の支払い等の取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。</p> <p>なお、国の災害査定が、災害発生から2～3ヶ月以内としていることを参考に、保険金の支払いの迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等</p>	<p>3 森林保険業務</p> <p>(1) 被保険者へのサービス向上</p> <p>森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②各種手続の効率化、③業務委託先を含めた業務実施体制の強化、④迅速な保険金の支払い、のための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。なお、保険金の支払いの迅速化に向けた取組により、損害発生通知書を受理してから損害実地調査完了までに要する期間の短縮を図る。</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>により調査が困難な場合、枯死判定に経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受理してから調査終了までを3ヶ月以内とする。</p>	
<p>(2) 加入促進</p> <p>災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた取組を推進する。</p> <p>なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。</p> <p>① ホームページや広報誌の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新情報等を分かりやすく配信する。</p> <p>② 関係諸機関と連携し、各都道府県、市町村、森林組合等を対象に、パンフレットやポスター等を幅広く配布・設置する（3,000箇所以上設置）。</p> <p>③ 関係諸機関と連携し、少なくとも3年に1度は各都道府県で1回ずつ開催することを念頭に、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する（年15回以上実施）。</p> <p>④ 森林所有者との窓口である森林組合システムを対象に、自然災害の発生傾向などの地域的特徴を考慮して全国を複数のブロックに分けて、森林保険業務の能力向上を図る研修等</p>	<p>(2) 制度の普及と加入促進</p> <p>災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の①から③の取組を推進する。</p> <p>① ウェブサイト等の各種広報媒体の活用により、森林所有者等に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信する。</p> <p>② 関係諸機関との連携を図りつつ、森林所有者を始め森林・林業関係者に対して幅広く森林保険を普及する活動を実施する。また、新規加入の拡大及び継続加入の増加に向けた効果的な加入促進活動を実施する。</p> <p>③ 森林保険業務の委託先であり森林所有者との窓口である森林組合システムを対象に、森林保険業務の能力向上を図る。</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する（年6回以上実施）。</p>	
<p>（3）引受条件 近年の自然災害の発生傾向、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、適宜引受条件の見直しを行う。</p>	<p>（3）引受条件 これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に向け取り組む。</p>
<p>（4）内部ガバナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。</p>	<p>（4）内部ガバナンスの高度化 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。</p>
<p>4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価及び債権債務の管理 （1）特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了後の評価を確実に行う。 （2）債権債務管理に関する業務 林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務並びにN T T - A 資金に係る債権債務について、徴収及び償還の業務を確実に行う。</p>	<p>4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務  林道の開設又は改良事業及び特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。</p>
<p>→第6の1から移動</p>	<p>5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との相乗効果の発揮に向けて、次のとおり連携強化を図る。</p> <p>(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携            全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより研究開発業務を推進するとともに、研究開発業務の成果・知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図る。加えて、業務の実施を通じて森林所有者や林業事業者に対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。</p> <p>(2) 研究開発業務と森林保険業務の連携            森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。</p>	<p>化            林業の持続的な発展、気候変動への対応及び国土強靱化等に向けて、各業務が有する技術・知見・蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールドを相互に活用するなど、森林研究・整備機構の強みである業務間の連携を強化し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、林木育種で開発したエリートツリーの植栽試験、森林災害に係るリスク評価等に取り組む。</p>
<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>1 一般管理費等の節減</p> <p>(1) 研究開発業務            運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。</p>	<p><b>第4 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p>1 一般管理費等の節減</p> <p>研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費、新規に追加されるもの、拡充分を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比0%の抑制、業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする</p>



第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
	経費、新規に追加されるもの、拡充分を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比〇%の抑制を行うことを目標とする。
<p>(2) 水源林造成業務</p> <p>一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、特定中山間保全整備事業等とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。</p>	<p>水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比〇%の抑制を行うことを目標とする。</p>
<p>(3) 森林保険業務</p> <p>森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。</p> <p>なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。</p>	<p>森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比〇%の抑制を行うことを目標とする。</p>
<p>(4) 特定中山間保全整備事業等</p> <p>一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要</p>	

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>とする経費を除く。)については、水源林造成業務とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。</p>	
<p><b>2 調達の合理化</b>  「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。</p>	<p><b>2 調達の合理化</b>  「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。</p>
<p><b>3 業務の電子化</b></p> <p>出先機関等との情報の共有等については、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めることとする。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図ることとする。併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。</p>	<p><b>3 業務の電子化</b>  国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進む中、デジタル技術を活用した事務手続の効率化・迅速化を図るとともに利便性の向上に努めることとする。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。  このほか、多様で柔軟な労働環境を整備するため、業務の形態に応じたテレワークの導入を図る。</p>
<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b></p>	<p><b>第5 財務内容の改善に関する事項</b>  「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。</p>
<p><b>1 研究開発業務</b></p>	<p><b>1 研究開発業務</b></p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。</p> <p>一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。</p> <p>このほか、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。</p>	<p>独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和2年3月26日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。</p> <p>一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。</p> <p>また、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。</p>
<p>2 水源林造成業務</p> <p>(1) 長期借入金等の着実な償還</p> <p>適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（平成28年4</p>	<p>2 水源林造成業務</p> <p>適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和3年4月</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>月1日から平成33年3月31日）中に長期借入金及び債券について675億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。</p>	<p>1日から令和8年3月31日）中に長期借入金について〇億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。</p>
<p>（2）業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。</p>	
<p>3 森林保険業務 （1）積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的</p>	<p>3 森林保険業務 （1）積立金の規模の妥当性の検証 外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。  その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。</p>	<p>定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。</p>
<p>(2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。</p>	<p>(2) 保険料収入の安定確保に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資する保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。</p>
<p>4 特定中山間保全整備事業等 (1) 長期借入金等の着実な償還 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（平成28年4月1日から平成33年3月31日）中に長期借入金及び債券について452億円を確実に償還する。  (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。</p>	<p>4 特定中山間保全整備事業等  適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間（令和3年4月1日から令和8年3月31日）中に長期借入金について〇億円を確実に償還する。</p>
<p>5 保有資産の処分 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>	<p>5 保有資産の処分 保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>特に、職員宿舎第3号（杉並区清水）については、国への返納措置又は売却を行う。また、いずみ倉庫（福島市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。</p>	<p>特に、職員宿舎第1号（杉並区和田）、職員宿舎第16号（豊島区池袋）及び取手宿舎（取手市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。</p>
<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p>	<p><b>第6 その他業務運営に関する重要事項</b></p>
<p>1 研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との連携の強化 研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との相乗効果の発揮に向けて、次のとおり連携強化を図る。</p>	<p>→第3の5へ移動</p>
<p>(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより研究開発業務を推進するとともに、研究開発業務の成果・知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図る。加えて、業務の実施を通じて森林所有者や林業事業者に対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。</p>	<p>→第3の5へ移動</p>
<p>(2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。</p>	<p>→第3の5へ移動</p>
<p>2 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化 森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関</p>	<p>→第3の1～3へ移動</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、水源林造成業務及び森林保険業務を推進する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。</p> <p>また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。</p> <p>さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。</p>	
<p>9 施設及び設備に関する事項</p> <p>省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老朽化施設の更新を図る等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める</p>	<p>1 施設及び設備に関する事項</p> <p>地球温暖化対策推進本部において決定した「日本の約束草案」（平成27年7月17日）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和2年3月30日）を踏まえ、維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。</p> <p>施設の整備等に当たっては、新農林水産省木材利用推進計画（令和 年 月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
	<p>また、千代田苗畑について、苗畑管理に必要な事業用地として周辺の小規模介在地を取得する。</p>
<p><b>3 広報活動の促進</b></p> <p>研究開発業務については、森林の多面的機能に対する国民の理解の醸成、林業の振興や木材利用の促進につながるよう研究情報や成果を利用者が使いやすい形でマスメディアやウェブサイト等を活用して的確に発信する。</p> <p>水源林造成業務については、国民の理解の醸成に努めるとともに、研究開発業務との連携を図りつつ、現地検討会や技術交流会等の場の活用も含めて森林整備に係る技術情報を地域の森林・林業関係者等へ提供する。</p> <p>森林保険業務においては、森林保険の重要性、保険業務の実績、災害に係る情報等を積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。</p>	<p><b>2 広報活動の促進</b></p> <p>新たな木材需要や森林の整備・保全に係る研究成果の社会実装の促進、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進するとともに、国土の3分の2を占める森林の多面的機能、林業・木材産業の振興及び木材利用の促進等に対する広報活動を推進し、幅広い世代の国民の理解の醸成を図り、人材の確保・育成にもつなげる。</p> <p>利用者が使いやすい形で、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。</p>
<p><b>4 ガバナンスの強化</b></p> <p>(1) 内部統制システムの充実・強化</p> <p>「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの更なる</p>	<p><b>3 ガバナンスの強化</b></p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制については、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制の有効性を確認しながら、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。</p> <p>このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実</p>



第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>充実・強化を図る。</p> <p>特に、前中期目標期間内に生じた研究開発業務における不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスクの把握と管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。</p> <p>具体的には、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。</p>	<p>行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。</p> <p>新たな感染症の流行を含めた各種リスクへの適切な対応のためのリスク管理の強化を図るとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。</p>
<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。</p> <p>特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。</p> <p>また、コンプライアンス確保のためにPDCAサイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。</p>	<p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。</p> <p>特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。</p> <p>また、コンプライアンス確保のためにPDCAサイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。</p>
<p>5 人材の確保・育成</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <p>研究開発業務の成果の創出のため、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等の多様な人材を確保し、高い研</p>	<p>4 人材の確保・育成</p> <p>(1) 人材の確保・育成</p> <p>業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を図る。</p>

第4期中長期目標

究マネジメント能力を有する職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、様々なキャリアパスに誘導するよう努める。さらに、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。

水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。また、水源林造成業務に係る職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。また、森林保険業務を適切に実施できるよう、職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

さらに、全体として、女性の幹部登用など男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組を強化する。

第5期中長期目標（案）

研究開発業務においては、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、高度な専門性を有する人材の確保に努める。このほか、研究成果の社会実装化を推進するため、新たなニーズに対応する異分野との連携の必要性が拡大したこと等を踏まえ、他組織との人的連携の一層の強化を図る。

水源林造成業務においては、新規学卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。

森林保険業務においては、新規学卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。特に研究職員については、研究者の流動化や人材交流等によりスキルアップを図る。

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>(2) 人事評価システムの適切な運用</p> <p>職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとす。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。</p> <p>人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。</p>	<p>(2) 人事評価システムの適切な運用</p> <p>職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとす。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。</p> <p>人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。</p>
<p>(3) 役職員の給与水準等</p> <p>役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。</p> <p>また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。</p>	<p>(3) 役職員の給与水準等</p> <p>役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。</p>
	<p>5 ダイバーシティの推進</p> <p>テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、多様な人材がそれぞれの能力を存分に発揮できる多様な働き方が可能な職場環境の充実を図る。</p> <p>また、男女ともに働きやすい職場づくりを目指し、男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
	啓発するため、イベントを通じて地域社会や関係機関とも連携協力して、ダイバーシティの実現に向けて取り組む。
<p>6 情報公開の推進</p> <p>公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、適切に情報公開を行う。</p> <p>なお、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。</p>	<p>6 情報公開の推進</p> <p>公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。</p> <p>また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。</p>
<p>7 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報保護を推進する。</p>	<p>7 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化の推進にも対応できるよう、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報通信技術の高度化等の新たな変化に対応できるよう、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組み、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報保護を推進する。</p>
<p>8 環境対策・安全管理の推進</p> <p>化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う</p>	<p>8 環境対策・安全管理の推進</p> <p>森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び</p>

第4期中長期目標	第5期中長期目標（案）
<p>環境への影響に十分な配慮を行うことともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。</p> <p>水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。</p>	<p>実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。</p> <p>水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。</p>